

Q 支部を本部に統合することの目的は何ですか。

A 現在は支部を異にする異動の度に組合員に行っていたらいたる被扶養者申告書等の提出や組合員証の授受等を不要とすることで組合員及び共済事務担当者の負担を軽減することです（別添の「お知らせ」文書参照）。

また、裁判所共済組合は国（裁判所）と別の組織（法人）であるため規範や業務内容が国（裁判所）と全く異なる上、組織も小さく、共済事務担当者や経験者が少数にとどまるために、共済事務の遂行に当たっての長年の課題である担当者間の知識の継承及び計画的育成を解消することも目的としています。

Q 統合によって組合員はこれまでのようなサービスが受けられなくなるのですか。

A 組合員に対するサービスについては、共済組合係（現在は本庁のみに設置）に対面で相談できなくなりますが、統合後においても組合員に対して必要なサービスが維持できるように、共済組合ホームページを個人のパソコンやスマホから閲覧できるようにするとともに、ライフイベントの各タイミングでどのようなサービスを受けることができるのか容易に分かるようにする等、内容の充実を図りました。また、組合員及び被扶養者が気軽に直接質問できる窓口を本部に設置することを予定しており、統合後も組合員に対する必要なサービスを維持するためのその他の対策についても継続して検討していきます。

Q 統合により本部所属となった組合員は、届出書等をどこに提出することになるのですか。

A 届出書等を提出する方法については、基本的に組合員が本部に直接メールで提出できるようにして、郵送にかかる期間の省略等、組合員の利便性を維持・向上させる方向で検討しています。メールで提出できない届出書等（法令により原本の提出が求められているもの等）については、届出書等を本部に転送する窓口を被統合庁に設けることを予定しています。

※ 被統合庁では、①上記の組合員がメールで直接本部に提出できない届出書等を本部に郵送する業務のほか、②本部がメールや住所宛の郵送により組合員に直接送付できないものの取次業務、③共済備品（電子血圧計等）の廃棄に付随する業務（検査業務等）、④共済委託事業（食堂、売店）に付随する業務（検査・監督業務等）及び⑤診療所の運営業務のうち現地で行うことが相当な業務等を行うことになる予定です。

なお、その担当部署については、組合員にとって必要なサービスを維持することを前提に、残る業務の性質に応じて最も合理的と考える部署とする方向で、関係部局と調整しているところです。

Q 統合により本部所属となった組合員が、扶養認定や貸付等で相談したい場合は、本部に連絡することになるのですか。

A 電話やメールにより本部に相談してもらうこととなります。気軽に相談していただけるように、相談先を分かりやすく案内する、適切に対応できる相談窓口の態勢を確立する等の対策を予定しています。

※ これまで共済組合係が担当してきた国の業務（児童手当、財形貯蓄及び確定拠出年金（iDeCo））についても、統合後は本部に相談してもらうこととなります。

Q 統合によって、組合員が共済組合サービスを利用する方法等において、上記の記載事項の他に変わるものはありますか。

A 現在紙で行っているグループ保険の募集手続において、新グループ保険、総合医療保険及びライフプランは令和4年度募集分から、3大疾病保障保険は令和5年度募集分から、ウェブ上での募集及び申込みを開始する予定です（新規加入者及び退職者を除く。）。

また、統合後の本部から組合員への連絡については、一般的な周知は共済組合ホームページを活用し、個別の組合員への連絡は、本部から直接当該組合員に電話、メール又は郵送（住所宛）する方向で検討しており、組合員証、限度額適用認定証の授受や退職準備説明会における年金等の共済組合に関する説明を始めとするその他のサービス提供方法や手続についても、組合員に必要なサービスが維持できるように、現在も庁舎内に共済組合係がない家裁、地家裁等支部及び独立簡裁等での運用も踏まえて、現在組合員に直接サービスを提供している支部とも協議する等して具体的な検討を行っているところで、決まりましたら、改めてお知らせします。

Q 令和6年4月の統合案を実施するか否かや令和7年4月以降の統合スケジュールはいつ決まるのですか。

A 運営審議会（※）での審議結果や統合を進めることの実務上の問題点について支部等と協議した結果等を踏まえて引き続き検討し、しかるべき時期に運営審議会に諮って決定することになる予定です。

※ 運営審議会：共済組合の適正な運営に資するために置かれるもので（国家公務員共済組合法第9条第1項）、定款の変更等について運営審議会の議を経ることが必要になる（同法第10条第1項）。

Q 統合に関し、組合員や組合員と直接接している支部の共済事務担当者が本部に意見を言うことはできますか。

A 例年同様、今年度も、①支部視察、②事業計画及び予算に係る要望の聴取及び③地区別協議会の実施を予定していますので、組合員の方は①②の機会に、支部の共済事務担当者の方は③の機会に、意見を言っていただいても構いません。ただし、共済組合において決定できない事項（人員配置等）については、共済組合はお答えできる立場にないことを御理解ください。